

薩摩焼の御判手茶碗について

深 港 恭 子

はじめに

薩摩焼の研究においては、昭和十六年（一九四一）に刊行された基礎的文献である『薩摩焼の研究』¹⁾（以下、『研究』という）以降、考古学の分野で窯跡の発掘が進み生産現場や製品の様相が明らかになるなど大きな成果をあげてきた。²⁾ また近年では、島津義弘による茶入製作に関して、文献と伝世品を通じた研究とその製作現場となった宇都窯・御里窯の発掘成果の両輪により、古田織部の関与やプロデューサーとしての義弘の姿、薩摩茶入の評価、「つけ底」と通称される特殊な製法などの実態が明らかになった。³⁾

しかしながら課題が多いのも確かである。とりわけ薩摩焼草創期の渡来陶工の動向や「火計手」・「御判手」の抹茶碗といった古来珍重されてきた重要な作品についての充実した研究は、『研究』以降ほとんど行われてきていない。

朝鮮半島から持参した原料を用いて朝鮮陶工が製作したとされる火計手茶碗については、朝鮮半島産と国産の白土原料の明確な区別が現段階では困難なため、伝来する作品が火計手であるか否かを証明することはできない。⁴⁾ また、島津義弘の好みを示す判（印）が押された御判手茶碗については、『研究』がまとめられた昭和初期にはわずか一点しか作例が確認されていない中、文献史料の記述のみが一人歩きしてきた感がある。しかし現在、管見の範囲では義弘時代の作と限定できないまでも、判のある茶碗が十点以上確認されている。

そこで本稿では「御判手」とはなにかについて、文献史料と伝世する作例を中心に考察を試みる。それが明らかになることは薩摩焼草創期の重要作品の位

置づけが明確になるのみならず、茶入に比べて伝世品が少ない茶碗の製作状況や作品の傾向、陶工等の動向の解明にも寄与することが期待される。

一 先行研究と御判手の定義

御判手についての主な研究は、昭和九年（一九三四）の前田幾千代「御判手」解説及び論説「御判手に就て」、⁵⁾ 『研究』における田澤・小山の論説⁶⁾、平成元年（一九八九）の『日本陶磁体系 16 薩摩』における矢部良昭の論説⁷⁾が主なものである。他にも解説などの事例はあるが概ねこれらの内容が踏襲されている。三者の主張の要点は次のとおりである。

製作年代と種類

- ・ 古帖佐焼御判手と苗代川の白薩摩御判手がある（前田）
 - ・ 義弘の帖佐御判手と家久の苗代川御判手がある（田澤・小山）
 - ・ 義弘御判手と家久の苗代川御判手がある（矢部）
- 窯場

- ・ 義弘御判手は帖佐の宇都窯の作（前田、田澤・小山）
- ・ 義弘御判手は帖佐の宇都窯・加治木の御里窯の作（矢部）
- ・ 家久御判手は苗代川元屋敷窯の作（矢部）

判

- ・ 丸・角長方形の萬字印、義印、大指型印、當仁銘がある（前田）
- ・ 判形は三通あり、丸・角・長か角などがある（田澤・小山）⁸⁾

銘款

- ・萬・義・苗の説があるが、萬・義を有力として苗を否定（前田）
- ・款印は篆書体の萬と義と苗があり、義は義弘、苗は苗代川の意（矢部）
- ・萬の意味には明の萬歴製、唐土の古印字、朝鮮文字説がある（矢部）
- ・島津忠承蔵の萬の篆字は水竹主馬が書き印刻したもの（矢部）

原料

- ・義弘御判手の宇都窯では朝鮮半島産の原料を使用（矢部）
 - ・義弘御判手の御里窯と家久御判手の苗代川窯は国産原料（矢部）
 - 《島津忠承蔵 義弘公御判手茶碗》の評価（三者が実見）
 - ・苗代川窯もしくは堅野窯中期の作として否定、他に例を見ず（田澤・小山）
 - ・義弘御判手は本作のみ実見している（前田）
 - ・「御判手中の御判手茶碗と言われた名碗」で宇都窯の作である（矢部）
- その他
- ・御判手は藩主専用の白無地の、いわゆる白薩摩手である（矢部）

先行研究を踏まえると、御判手とはなにかを考えるにあたっては、義弘御判手には義弘が関わった二つの窯、すなわち宇都窯（帖佐）と御里窯（加治木）のうち、宇都窯産に加え御里窯産があるのか、家久の苗代川御判手が存在するのかが大きなポイントとなる。

現在確認できている判のある茶碗の胎土は白土に限られるが、苗代川で用いられた白色原料は領内で発見された白土のみであることから、苗代川御判手が存在するとすれば、国産原料であることを示す。一方、義弘御判手については、文献史料によれば、宇都窯時代には国産の白色原料はまだ発見されていないこととから原料は朝鮮半島産に限定されるが、御里窯時代には白色原料が発見されている可能性がある。しかしながら、国産白土の探索を藩主島津家久が命じた結果、苗代川の朴貞用が発見、その後すぐに苗代川で白色茶碗が製造されたことが伝えられていること、朝鮮陶工が持参した白土は帖佐（宇都窯）ばかりで

なく加治木にもあったことを考慮すると、御里窯の義弘御判手が存在したとしても、国産原料が用いられた可能性は低いのではあるまいか。

この他、押された判の形は丸と角など数種、銘款には萬・義などがあることが考えられるが、昭和初期には御判手の作例は《島津忠承蔵 義弘公御判手茶碗》が知られるのみであり、矢部が御判手について論じた『日本陶磁体系 16 薩摩』（一九八九）にも本作が唯一御判手の作例として掲載されているのみである。

二 歴史史料からの検討

（一）御判手とはなにか

ここでは先行研究でも活用されてきた薩摩焼関係史料を改めて見直しつつ、近年翻刻された史料などを新たに用いて、御判手とはなにかを改めて論じたい。薩摩藩の御用絵師で歌道や茶道にも通じた文化人であった木村探元（一六七九—一七六七）の談話をまとめた『浦之浪』¹³に、次のようにある。

一 惟新公帖佐二而木脇休作

木脇嘉左衛門殿先祖なり

に様々の焼物被仰付、段々御好二

細工被致候由、

御好ミの細工焼調被備 御覽候而、 御意二入たるに

ハ御判被為押、御意二不叶は忽打破候様二被仰付、能茶碗・茶入等御見

合を以鹿兒島の数寄者の衆江拜領被仰付候と也、仍而当分名物也と云々、

また、島津久峰（一七三二—一七七二）が探元の談話を書き留めた『白鷺洲』¹⁴

にはたびたび御判手茶碗が話題にのぼるが、その起源を記した記述に「御判手の御茶碗の直に初代にて御座候哉と相尋候へは、成程初代にて候、」また「惟新様御側え被召仕候木脇休作と申候て関ヶ原の時も武功も有之、其上細工別て能有之候故何を作れ」と御意にて、都てヶ様成右の木脇休作殿と為申人の細工にて候、とある。

管見においてここにあげた探元の談話が、御判手について記した最も古い記述である。前田も『薩摩焼総鑑』において、田澤・小山も『研究』において、

『浦之浪』を御判手が存在する根拠として取り扱っている。

これによれば、御判手とは島津義弘が帖佐において様々な器物の製作を命じて好みの細工に判を押させ、焼き上がりが悪いものは割り捨てたものである。つまり、判のある伝世品は義弘の好みに叶ったものと解釈することができる。それらは鹿児島島の茶人らへ下賜され、探元が生きた時代には名物として知られていた。

探元が御判手の作者としている木脇休作は、木脇刑部左衛門祐秀（一五七七―一六一九）のことで武勇に優れた大男であったと伝え、義弘に従い朝鮮に出兵して奮戦し、関ヶ原の戦いでは義弘の退却を支えたという。関ヶ原のあと蒲生・平松・加治木へと所領を替え、義弘の死去に際して殉死している¹⁵。義弘の窯場の比較的近い場所を領しており茶陶の製作に関与できる環境にあったと考えられるため、御判手の製作に関わったことは肯定されるが、少なくとも休作のような武人が茶陶製作の中心にいたということには疑問が残る。

探元はまた、御判手茶碗は初代であると語っている。これは渡来陶工の初代を指していると考えられる。義弘が関わった宇都窯と御里窯には朝鮮からの渡来陶工で窯場の中心的存在であった星山仲次（金海）、そして茶碗製作のためにわざわざ藩主家久が鹿児島城下から宇都窯に呼び寄せた田原萬助（萬介、申武信）が携わっていたことがわかっている¹⁶。

『白鷺洲』に「田原家は御判手有之候、此御判は豎に長き御判にて候、帖佐は存の通にて候由被申候事」とある。田原家（田原萬助家）が手掛けた御判手の存在を伝えており、縦長の判が田原家のものとし、さらに続けて、帖佐は島津久峰が知っているとおりでであると語っている。ここで言う帖佐が何を指すのかややわかりにくいのが、田原家に対する帖佐とは星山仲次を指しているのとはなかるうか。仲次は茶人の製作で知られるが茶碗や茶壺も手掛けている¹⁷。「帖佐は存の通にて候」とは、仲次にも御判手があり、それを示す判がある可能性を窺わせる。さらに「古帖佐田原家熊川手筋故、」といった記述もあり、星山

家（星山仲次）を古帖佐・帖佐と呼び慣わすことがあったようである。

詳しくは後述するが、義弘御判手と推定される器物は茶碗に限られており、それらはいずれも白色胎土である。また、火計手として伝来する茶碗の中にも義弘御判手と同じ判が押されたものがある。先に述べたとおり、帖佐（宇都窯・加治木（御里窯）にも朝鮮半島から渡来陶工らが持参した白土があった。従って、義弘御判手は同時に火計手である可能性が高い。

佐藤雅彦は火計手の茶碗は総体に薄づくりで、高麗茶碗に近いことを指摘している¹⁸。筆者も伝世する初期の茶碗に同様の印象をもっている。管見の火計手と御判手と伝える作例は、口縁部から胴にかけて薄づくりで比較的大ぶりのが多い。また、見込みには四個から五個の胎土目の痕跡があり、高台は大ぶりで、焼成時には下には砂粒が敷かれていたと思われる、多くは丁寧に削り取られているものの、畳付きに沿って砂粒が付着したものが見受けられる¹⁹。

探元もまた同様の見解を示している。『白鷺洲』には「古帖佐などの茶碗茶人の菓立はやはり熊川にて候、」「古帖佐田原家熊川手筋故」とある。熊川とは元来、朝鮮半島東南部の慶尚南道にある地名であるが、探元は大きくは高麗の意で用いており、古帖佐（宇都窯・星山仲次）の茶碗や茶人の釉調は高麗風であり、星山・田原両家は高麗の技法であるとしている。ちなみにここで言う高麗とは、渡来陶工の母国である朝鮮王朝を指す。

これらの根拠から、義弘御判手は主として朝鮮陶工星山仲次、田原萬助の手になると考えるのが妥当であり、加えて木脇休作が関わったと考えられる。ただし、高麗風に当てはまらない作例が二点伝来している。次にこの二点について述べたと思われる史料について、伝世品と比較しつつ取り上げたい。

（二）伝世品に関する探元の記録

高麗風に当てはまらない御判手茶碗とは、『白釉蓮葉文茶碗』（東京国立博物館）（以下『蓮葉茶碗』という）と『白釉牡丹文茶碗』（尚古集成館）（以下、『牡

丹茶碗」とい³⁰である(本稿三一(二)④⑤参照)。《蓮葉茶碗》は薩摩焼を代表する茶碗として現在でも夙に名高く、片や《牡丹茶碗》は島津家に伝来してきた。この二点は型押しによって抹茶碗の外面に文様がかたどられており、《蓮葉茶碗》では内面にも同様の文様があり、内面と外面を合わせて立体的な蓮葉が表わされている。そのモダンさと異形ゆえに、陶磁器の年代観からみた製作年代は十七世紀初期から十九世紀まで大きく意見がわかれてきた。現段階では十七世紀後半の見かたが多い。しかしながら、見込みに残る胎土目の痕跡や高台内の渦巻き文、薄づくりの器壁など、他の十七世紀初期の茶碗と共通する要素も備えている。

この二点はこれまで御判手茶碗として認識されてきていない。型押し文様に視点が集中し判については見過ごされてきた感があるが、白釉に半ば埋もれているものの、見込みに丸と角の二印が認められる。

この二碗を、木村探元と探元の許を訪ねて様々な談話を聞き取った知覧領主の島津久峰が所持していたことが、『白鷺洲』に記されている。その部分を次に示す。

一 龜茶有之候間相立可振舞由被申候、(略) 手前にて濃茶を立被申候茶碗は御判手白牡丹の細工にて、中に丸角の御判二有之候、(略) 左候て茶碗を望み見申候に、拙者持合候茶碗よりは菓立も違ひ申様に有之候故、いか様成事にて持合の茶碗とは違申候歟と相尋候得は、此は白菓にて候故ケ様に菓立替り申候由、扱持合候蓮の葉と此白牡丹も細工は同じ細工にて候由、是は惟新様御側え被召仕候木脇休作と申候て関ヶ原の時も武功も有之、其上細工別て能有之候故、何を作れ〜と御意にて都てケ様成右の木脇休作殿と為申人の細工にて候、蓮の葉も右の細工にて候由被申候、此咄は加入より承置候由、(略) (傍線は筆者による)

探元が茶会を催した折、白牡丹の細工のある御判手茶碗で濃茶がふるまわれた。この茶碗の見込みに丸と角の二つの判が押されていた。それを拝見した

久峰が、自身が所持している蓮の葉の細工のある御判手茶碗と釉調が異なっていることを探元に尋ねると、白菓が掛かっているためだとし、両者とも細工は同じで木脇休作の作であると答えている。探元はこの話を、星山仲次(金海)の孫である嘉入(一六四九―一七二二)から聞いたとする。また、(二)で示した、探元による木脇休作の手になる御判手茶碗の談話は、『蓮葉茶碗』と『牡丹茶碗』を事例として語られていることが窺える。

また久峰が両者は「菓立」、いわゆる釉調が異なっていると指摘している特徴の違いは、伝世する二碗にも見出すことができる。《蓮葉茶碗》は釉薬が薄く掛かりマットで明るい発色である一方、『牡丹茶碗』は使用痕の影響もあると思われるが、白釉が厚く掛かって貫入がくつきりと浮かび上がり、全体に暗めの発色となっている。こうした違いを探元は釉薬の影響だとし、その上で両者は木脇休作による同時期の作、すなわち義弘御判手としていたのである。

(三) 御判手の評価

次に木村探元の談話がまとめられた頃、義弘の没後百年を経て御判手がどのように用いられ、評価されていたのかを『白鷺洲』から窺ってみた。

一 歳暮に龜茶可進由申置、今日御判手茶碗并一所に相求候茶入、水戸黄門様御製之茶杓、元政掛物、南蛮筒形之水指等持越手前いたし、

久峰が歳暮として探元に茶を点てて差し上げたいということで、所持の御判手茶碗と茶入など一式を持参して茶を点てた。御判手茶碗がどのような経緯で入手されたのか気になるところであるが知る術はない。とはいえ、久峰が茶会で用い、(二)で示したとおり探元も茶会で濃茶を立てていることから、義弘御判手が茶の湯における実用の茶碗であったことは間違いない。

次に御判手の評価を窺わせる記述を見てみよう。

一 此内又七郎殿より帖佐茶碗七ツもらい候を是又一所に致持参入一覽候処に、是は此内左様に承候由被申直に見被申候に、成程此茶碗にて候、

扱々出来申候御判無之候てはならぬ出来にて候由被申候、然共御判は不相見得通申候へは、上下を被見申下の香だい此者の底を帖佐の薄みなと申候由、右貳ツの茶碗は勝たるもの、由被申候、(傍線は筆者による)

久峰が貰い受けた帖佐茶碗七点を探元の許に持参し見てもらったところ、ある茶碗について、御判がなくてはならない出来栄であるのに判が押されていないとしており、探元が出来の良い上手作に判があるという認識を持つていないことが窺える。また、高台の底に「帖佐の薄みな」という鑑賞のポイントがあったようである。これはおそらく、高台内に薄く刻まれた渦巻文を指したものと恐れ、古帖佐として伝世する茶碗にはしばしば見受けられる。

『加治木古老物語』²²には、より端的に示した記述がある。

帖佐御判手御茶碗、先年郷原轉殿御拜見被成候而、此御茶碗今二而も若被下事候ハ、指をきつ二つ共ハ切候ともほしき由にて、御咄為被成由候、郷原轉が帖佐御判手茶碗を下されるのであれば、指の一本や二本失つてでもほしいと語ったというものである。少なくとも十八世紀中頃には垂涎の的となっていたこと、入手が極めて困難な名物であったことは間違いあるまい。

(四) 苗代川御判手

先に示したとおり、先行研究では苗代川御判手の存在を認めている。『研究』には根拠史料として、『薩陶製菟録』所収の堅野関係文書の記載をあげている。宜焼心し誠に大白相出来、唐物之名物熊川と申候焼物之同製二而日本二無之名物相出来、中納言様御満悦不斜、折々焼方被仰付能相出来候作物御判を押而被召置、此時之焼物を今は古帖佐焼又ハ御判手焼、他国二而は古薩摩と申候而別而賞玩仕候、

『研究』が指摘するのとおり、この引用部分の前半にある大白、即ち白薩摩の出来が熊川(高麗茶碗の一種)同様であったことから、藩主家久が大いに喜んだという内容は苗代川において朴貞用が領内に白土を発見し、その原料を用い

てつくった製品のことを指していると考えられる。『研究』は後半にある、喜悅した家久が出来のよいものには判を押ししたという記述から、苗代川御判手が存在すると判断した。しかしながら、一方でこれらの焼物を古帖佐焼ともいうと記されており、すでに示したとおり古帖佐は義弘の住まいのあった帖佐(広義では加治木を含む)でつくられたものを指すことから矛盾が生じている。ここで、領内の白土で焼いた製品が熊川のように記されている。

黎明館本「苗代川由来記」に次のように記されている。則白焼物試焼被仰付焼方いたし候処殊之外能出来、朝鮮焼名器熊川と申焼物二少も不相替出来候付、中納言様御感悦不斜、御通行之節ハ毎々清左衛門江御目見被仰付庄屋代として御切米四石被成下置候、朴貞用と名拝領也、前半部分は、『研究』に引用された史料の前半部分と酷似していることがわかる。しかしながら、後半では喜悅した家久が、苗代川を通行する節は清左衛門(朴貞用)に面会し庄屋代として切米四石を与えたとしており、内容が異なる。

黎明館本「苗代川由来記」には慶長三年(一五九八)の朝鮮陶工の渡来から貞享元年(一六八四)までの出来事が編年的に記されており、原本は貞享元年頃に成立したと考えられる。一方、『研究』に苗代川御判手の根拠として引用された堅野関係文書は、実は「立野並苗代川焼物由来記」(佐賀県立名護屋城博物館所蔵)の写本の一部である。現役の藩役人である村田元阿弥と苗代川の焼物主取であった朴平意が記した部分から成り、文政六年(一八二二)に御数寄屋御書役衆中に提出されたものである。²³本史料は、元阿弥が直接関わっていた領内の白土原料の管理調達や商売焼の存在など極めて重要な内容を含むものの、薩摩焼発祥当初の歴史については、「苗代川由来記」や「星山家家譜」、「浦之浪」などを参考にまとめられたことが窺えるものの、その内容には誤りも多い。例えば、朝鮮陶工の金海と芳仲は別人であることが明らかであるにも関わらず、「金氏之保中」(保中は芳仲を指すと思われる)として同一人物としている。また決定的な誤りは、『研究』が苗代川御判手を肯定する根拠となった、苗代川の

清左衛門（朴貞用）が発見した白土で製造された熊川のような茶碗の出来を家久が喜悅したという出来事を、義弘の許で製造に携わった金海（金氏之保中）が行ったこととしている点にある。しかも白土を発見したとする寛永の初め頃、義弘はすでに没している。⁽²⁵⁾つまり、本史料をもつて苗代川御判手の存在の根拠とすることはできないのである。

では、義弘御判手についての根拠を提供した木村探元は、苗代川御判手についてどのような見解を示しているのだろうか。先行研究では採用されてきていないが、『白鷺洲』に「苗代川え御判手と申もの有之候哉と被相尋候へは、曾て不承儀に候」とある。苗代川に御判手があるかという島津久峰の問いに対し、かつて聞いたことがないと探元は明確に否定しているのである。

これまで述べてきたように、先行研究で苗代川御判手の根拠とした史料は苗代川での出来事を帖佐での出来事と誤って記載されたものであり、探元もまたその存在を否定していることから、苗代川御判手の存在は否定されるべきであろう。詳しくは後述するが、このことは伝世する御判手茶碗に、苗代川産を示す作例が無いことでも裏付けられる。

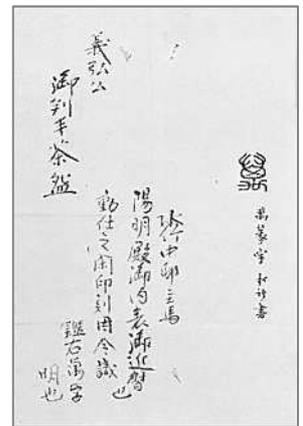
（五）島津忠承旧蔵 義弘公御判手茶碗

ここでは、先行研究において唯一、判のある茶碗の事例として取り上げられ、前田幾千代・矢部良昭により義弘御判手と判断され、『研究』で後世のものとして否定された《島津忠承旧蔵 義弘公御判手茶碗》⁽²⁶⁾について再検討を行う。

本茶碗には木箱が付属しており、箱表に「松齡公御自燒御茶碗」とあり、箱内に次の二通の書付が納められている。

① 箱 銘書

我 先君義弘公在帖佐城之日、嘗召所虜来之韓人以其土之泥丸令製茶器数品、公親器曰火計且各印、予得其一、是雖小器亦公手沢所遺、豈得無甘棠之思、故記以珍蔵、（後代に追記された朱書きは割愛した）



②

萬篆字 水竹書

水竹中郎主馬
陽明殿御内表近習也
勤仕之閑印刻因令識
義弘公
御判手茶碗
鑑右萬字
明也

①の銘書によれば、義弘は帖佐城で渡来した朝鮮陶工に茶器数点を作らせた。義弘は自ら器に火計と名付け印を押した。⁽²⁷⁾この茶碗はその一つであり、小器とはいえ義弘が手に触れた遺品であるため珍蔵するとある。つまり、この茶碗は義弘の火計手であり、かつ御判手であると記されているのである。

②はこの茶碗に押された判の文字が「萬」の篆字であることを、中村水竹（主馬）が極めたものである。なお、矢部は《島津忠承旧蔵 義弘公御判手茶碗》の印を、水竹主馬が萬の篆字を書き印刻したとしているが、水竹中郎主馬とは近衛家に仕えていた中村水竹（一八〇六一—一八七二、主馬は通称）のことであり、篆刻家でもあった水竹が近衛殿（陽明殿）の表近習としての勤めのいとまに鑑識を行い萬の字であると極めたことを記している。

『研究』では本茶碗を「手法・胎土・釉料等から見て初期薩摩とは断じ難く、寧ろ苗代川窯若くは堅野窯の中期の作品と認められる」として否定しているが、高台全体を露胎として腰を土見せとした釉掛けや胎土の色・質感が、始良市指定文化財となっている《白釉火計手茶碗》（黎明館保管）⁽²⁸⁾に類似している。また見込みに胎土目の痕跡が残る点、透明釉が薄くかかり表面全体に小さな礫が含まれる素地は、宇都窯や義弘居館の近隣にあり義弘が朝晩仏前勤行をした看経所があつた花園寺跡からも出土しており、⁽²⁹⁾本茶碗は義弘時代の作と判断して差し支えないと思われる。従つて本茶碗は義弘御判手と判断でき、「萬」の篆字のある丸印が押された作例と考えられる。

三 伝世する「判のある茶碗」

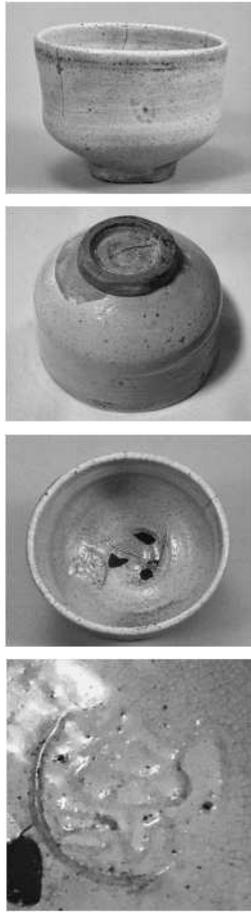
ここでは伝世する判のある茶碗から御判手について考えてみたい。管見の範囲で、木村探元の談話を踏まえ義弘御判手と推定される作品が、《島津忠承旧蔵 義弘公御判手茶碗》を含めて八種（うち一種は書籍掲載で実見せず）及び鹿児島城本丸跡から出土した茶碗片一種、作例やその箱書きから筆者が斉彬御判手と推定している茶碗四種、現段階では不明な二種がある。これらの茶碗から判の種類の特定を試みるとともに、その特徴についても明らかにしたい。

(一) 義弘御判手

① 白釉御判手茶碗（島津忠承旧蔵 義弘公御判手茶碗）

【判】丸印・「萬」・見込み

箱書「松齡公御自焼御茶碗」



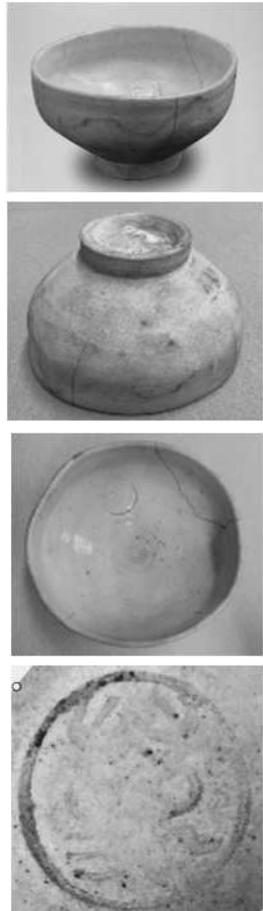
② 白釉御判手茶碗 銘すはま

【判】丸印・「萬」・外側面



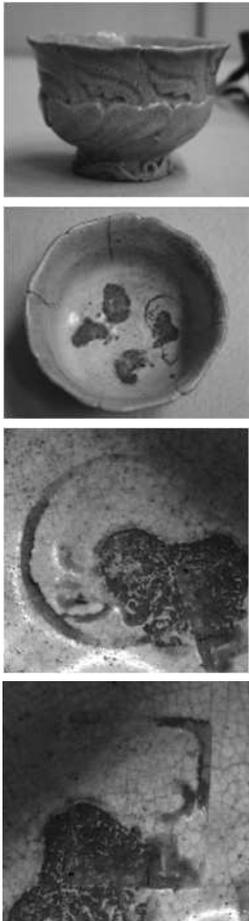
③ 白釉御判手茶碗 尚古集成館 箱書「義弘公御判手御茶碗」

【判】丸印・「萬」・見込み



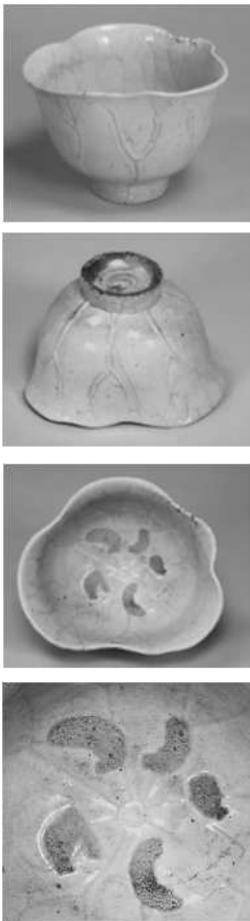
④ 白釉牡丹文御判手茶碗 尚古集成館 箱書「御判手方円花形茶盃」

【判】丸印・「萬」・見込み／角印・「萬」・見込み



⑤ 白釉蓮葉文御判手茶碗 東京国立博物館 箱書「義弘公御判手御茶碗」

【判】丸印・「萬」カ・見込み／角印・「萬」カ・見込み



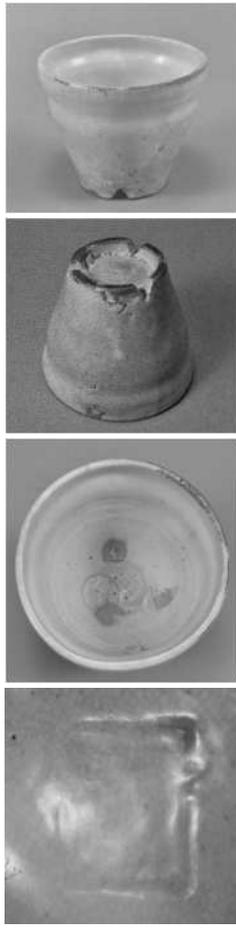
⑥ 白釉馬上杯形御判手茶碗

【判】丸印・「萬」・外側面／角印・「萬」・見込み



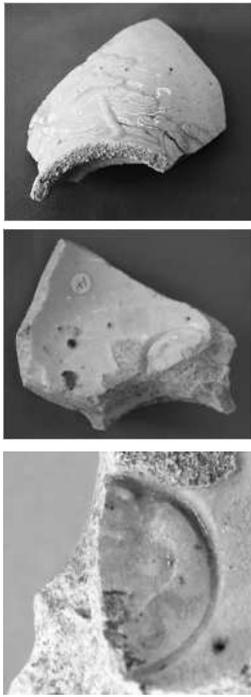
⑦ 白釉御判手茶碗 銘しらくも

【判】丸印・「萬」・見込み／角印・「萬」カ・外側面



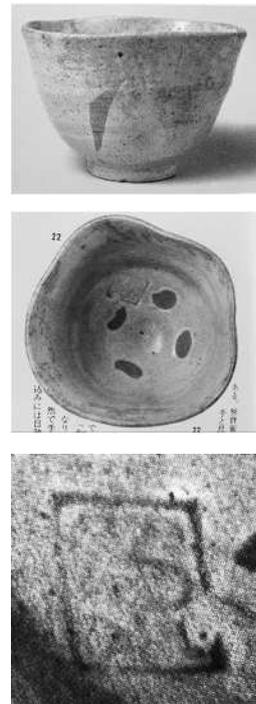
⑧ 白釉松文御判手茶碗陶片 鹿児島県立埋蔵文化財センター

【判】丸印・「萬」・見込み



⑨ 白釉御判手茶碗 書籍掲載『日本のやきもの16 薩摩』

【判】角印・「萬」・見込み



(二) 義弘御判手の判の種類と印銘

①から⑨の事例からわかるとおり、義弘御判手と推定される器物は茶碗に限られ、いずれも白色胎土に白釉を掛けたものである。判の種類と印銘は表1のとおりである。

①は先に示した島津忠承旧蔵の茶碗であるが、①から③は丸印があり、いずれも同じ印が押されている。上から掛けた釉薬のため見えにくくなっている部分はあるが、焼成によって多少の伸縮の違いがみられるものの印の径はほぼ二・八センチで、印にある文字は「萬」である。①と③は見込みに、②には外側面に

印があり、①は茶溜りに向かって、②は側壁と平行に、③は高台に向かって押されており、かなりおおらかな取り扱いである。特に③は高台を拝見する場合の向きを意識したものであるうか、正体でみると判が逆様に見える。

④から⑦は丸印と角印の二印が押された作例で、④と⑤は見込みに丸印と角印がある。④は先に述べたとおり、探元が所持していた「御判手白牡丹の細工にて、中に丸角の御判二有之候」とある茶碗に、⑤は島津久峰が所持した「蓮の葉」の細工のある茶碗に相当する。一見すると両者は釉調にかなり違いがあるが、探元はどちらも同じ時期の木脇休作の細工であるとしている。二種の印

表1 義弘御判手の判の種類と印銘

※ ○は判読可 ●は判読不可

⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①	
不明	不明	2	2	2	2	1	1	1	判の数
	○	●	○	●	○	○	○	○	丸印「萬」
○		●	○	●	○				角印「萬」

はいずれも上から掛けられた白釉のために輪郭線と文字の一部がわかる程度で判読は困難な状態である。

探元の『三暎庵主談話』に次のようにある。

維新公帖佐にて御焼せ候茶碗二判有之、御判手と云事候処、印文よめ兼候ニ付尋ね候へハ、先年四元堯言など段々吟味を尽候処、朝鮮字ニ而も可有之それ故読めざる事にて候、川上縫殿にハ萬曆といふ字ニ而も可有之哉と御申候へとも分らざる事二而、

探元・久峰が所持した義弘御判手(④・⑤)の印の文字が読め兼ねる状態であったがために、四元堯言らが判読を試みたが結果的にわからずじまいであった。その結果、朝鮮文字、萬曆という文字といった憶測を呼ぶことになったのである。とはいえ、かろうじて文字の一部が見える④の丸印と①③を比較すると、①③の「萬」の左下部分の字形が④に見られ、④の丸印は①③と同印と判断される。⑤は丸印・角印ともに輪郭線しか見えないが、印のサイズは④とほぼ同じであることから、少なくとも丸印は「萬」であると推定される。角印の文字については後述するが、⑥・⑦・⑨と同印と思われる。

⑥と⑦は、④・⑤と同様丸印と角印の二種がある。白釉による影響でさらに文字が見えにくいのが、比較的状态のいい⑥の印のサイズは丸印の径が二・七センチ、角印は縦二・二センチ、横一・八センチで、他の作例もほぼ同じサイズであることから、おそらくこれらの茶碗には同じ印が押されていると推測される。④は外側面に丸印が、見込みに角印が押され、⑤は見込みに丸印が、外側面に角印が押されている。④から⑦には押す場所に規則性は認められず、①から③と同じく印を押す場所はおおらかに選択されている。

⑧は鹿児島城本丸跡からの出土品である。茶碗の一部であるため印の数は不明であるが、見込み中央に近い場所(茶溜り)に丸印が押されていることがわかる。印の右側部分はくつきりと字形が浮かび上がっており、①から④と同じ印と判断できる。①から③ではやや読み取りにくかった部分の字形が見えてお

り、①③及び⑧を通じて、「萬」の篆字の字形が明確になる。

⑨は『日本のやきもの16 薩摩』³¹⁾に収載されている作例である。筆者は実見できていないが《古薩摩白茶碗》とあり、火計手であろうと解説されている。見込みに押された角印は文字の字形がある程度見えている。

ここで④⑦及び⑨に押された角印の文字について述べたい。比較的状态の良い⑥から「萬」の篆字(丸印の萬とは字形が異なる)が読み取れる。④と⑨の字形の一部は⑥に類似し、④⑦の印影はほぼ同サイズであることから、全て同じ印と推定される。すなわち角印は篆字の「萬」と判断されるのである。現存する義弘御判手の印銘は丸印・角印ともに「萬」であることがわかった。

しかし探元の談話を勘案すれば、判は製作者を示す可能性があり、判の形は丸形・角形・長角形があるとし、「竪に長き御判」を田原家(田原萬助)が用いたとする。確認できている角印はやや縦長であるが、少なくともあと一種の角印を確認できていないこととなる。これ以上の検討は作例の登場を待つ他なく、今後の課題としておく。

(三) 義弘御判手の窯場と年代観

義弘御判手が製造された窯場は宇都窯ばかりでなく御里窯の可能性もあるが、歴史史料からも現存する作例からも判別することはできなかった。現段階では歴史史料にある帖佐(宇都窯)を基点に、御里窯の可能性も視野に入れておくべきであろう。いずれにしても、義弘御判手は火計手でもあると考えられる。

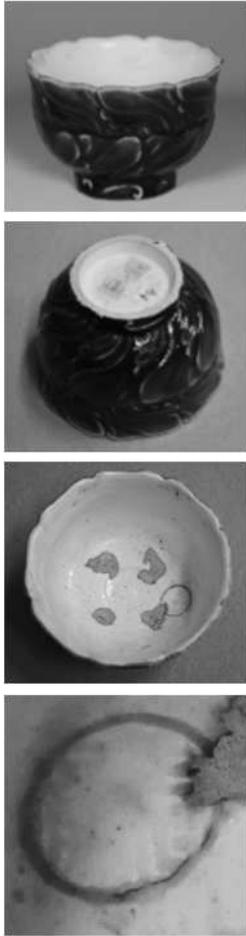
探元は④《牡丹茶碗》と⑤《蓮葉茶碗》の製作者は木脇休作であるとしていることはすでに述べた。しかしながら、義弘が茶陶の製造に関与した慶長から元和期の作とするにはあまりに異形の茶碗であるがゆえに、より製作年代が下がるという見方が一般的であり、筆者もまた過去の展覧会では十七世紀後半とし、いわゆる義弘御判手ではないと判断していた。なかには十九世紀とした事例もあるが、明和四年(一七六七)に亡くなる探元が所持しているわけである

から、少なくとも十九世紀は否定される。作者とされる木脇休作は義弘の死に際し殉死しており、義弘御判手の扱ひどころとなっている探元の談話によるならば、これらの茶碗は義弘御判手とすべきものとなる。同様の課題は⑥・⑦にもあり、器形から判断すると義弘の時代よりやや下るといふ見方がある。

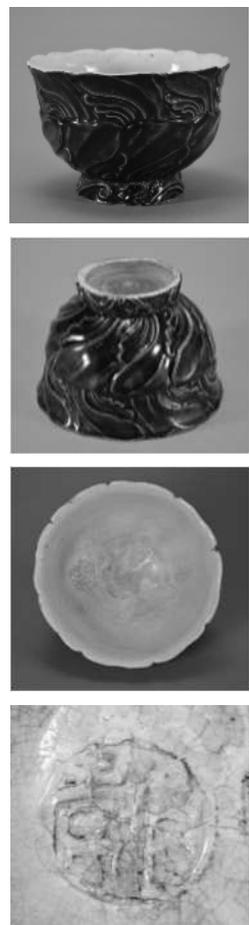
この陶磁器研究の視点からみた年代判定と歴史史料からわかる製作年代の差異をどのように見るべきなのであろうか。前述したとおり、④と⑤の茶碗に押しされた丸印は、①～③に押された印と同じものと考えられる。これを前提として義弘没後の作とするならば、義弘の印が後世に押されたことになる。陶磁器の場合、成形して素地が乾く前に印を押し、その後窯で焼成して仕上げられる。そのため、印を押すという作業は明確な指示の許で職工が行ったと考えねばなるまい。義弘の印について指示が出せるとすれば藩主が考えられるが、朝鮮出兵や関ヶ原の戦いでの武勇で知られ、とりわけ藩内の尊敬を集めていた義弘の印を、その息子で初代藩主の家久をはじめ歴代の藩主らが茶陶製作に用いるかということと考えた場合、よほどの事情がない限りその可能性は低いのではないだろうか。むしろ遺品として保管するなど大切に守られたのではなからうか。本稿で結論を述べることはできないが、現段階では《牡丹茶碗》と《蓮葉茶碗》は義弘御判手である可能性が極めて高く、⑥・⑦も同様に義弘御判手を視野に入れて考える必要があることを指摘しておきたい。

(四) 齊彬御判手

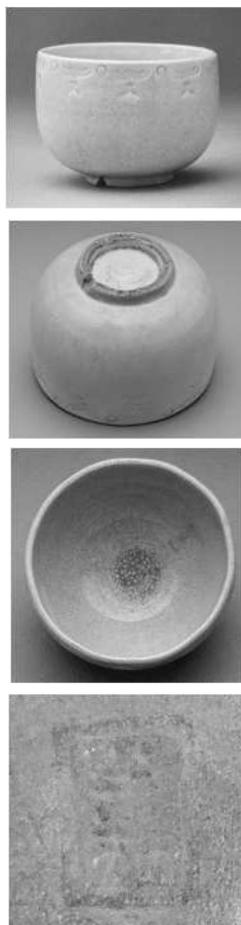
⑩ 紫釉牡丹文御判手茶碗 尚古集成館 箱書「齊彬公御判手牡丹花形御茶碗」



⑪ 紫釉牡丹文御判手茶碗 沈家伝世品收藏庫 箱書「順聖公御判手茶盤」



⑫ 白釉印判文御判手茶碗 沈家伝世品收藏庫 箱書「御庭焼卵白御判手」



⑬ 紫釉御判手茶碗 沈家伝世品收藏庫



⑩～⑬は島津齊彬を示すと思われる判のある茶碗である。同じ印のある作例に、⑭《紫釉牡丹文御判手茶碗》(東京国立博物館)もある。

島津家に伝来した⑩の箱書に「齊彬公御判手牡丹花形御茶碗」、⑪に「順聖公御判手茶盤」とある。順聖公とは十一代藩主島津齊彬(一八〇九—一八五八)のことである。この二点は先に示した義弘御判手の④《牡丹茶碗》を模倣した上でさらに紫釉を掛けたもので、側面の牡丹の花弁と高台脇の龍の彫り文様、

口縁部の輪花の仕上げまで忠実に写している。しかしながら《牡丹茶碗》は高台内まで施釉しているのに対し、⑩・⑪の高台内は露胎である。斉彬が近代化事業の一環として行った薩摩焼の上絵付け改良の結果、紫釉は発色が良くなったとされるが、その作例は総じて釉が溶けて流れやすい傾向がみられるため、⑩・⑪も高台内が露胎とされたのであろう。見込みに丸印が押されている。現段階では判読できていないが、義弘の判とは異なる文字である。

⑫・⑬・⑭(⑭の画像は不掲載)は、義弘御判手にはない新たなデザインの花碗となっている。三種ともに同じ角印があり、印銘は篆字の「義」である。

このように斉彬御判手には丸印と「義」字の角印の二種があることが確認できる。義弘御判手を手本にしたのみならず新たなデザインの茶碗に独自の印が押されていることから、これらの茶碗は斉彬御判手とみなすことができよう。斉彬御判手の存在は、義弘への畏敬と同時に名物として知られる義弘御判手の格の高さを窺わせるものである。



⑮ 白釉牡丹文御判手茶碗

尚古集成館



⑯ 白釉牡丹文御判手茶碗



には義弘、家久、光久、重豪、斉彬、忠義、忠重のものがあることから、現段階では製作年代を特定することは控えることとする。

おわりに

御判手に関する歴史史料と判のある茶碗十六種(うち一種は出土陶片)をとおとして、御判手とはなにかについて検討してきた。その結果、御判手とはそもそも島津義弘が帖佐の宇都窯で製作させ、好みのものに判を押させた白色胎土の茶碗を指し、原料に朝鮮半島産の白土が用いられている可能性が高いことがわかった。ただし、宇都窯跡や御里窯跡で検出された白色原料が県内産である可能性があることを踏まえて、今後データの集積が必要である。また帖佐とは、広義には義弘が関ヶ原の戦い以降居館とした帖佐と加治木を指して用いられる場合があり、御判手には加治木の御里窯で製作されたものも含まれる可能性がある。その場合でも、現段階では原料は朝鮮半島産と考えるのが妥当だろう。これらの性格を備えた茶碗を義弘御判手に位置づけることができる。

義弘御判手に押された判の種類は、現存作品をとおして確認できているところでは丸印と角印の二種があり、印銘はいずれも篆字の「萬」である。御判手茶碗の製作者は、朝鮮半島からの渡来陶工である星山仲次(金海)と田原萬助(申武信)、そして義弘の忠臣木脇休作の名があげられる。

先行研究では家久による苗代川御判手が存在するとされてきたが、典拠史料の内容には疑問があり、伝世品も確認できない。従ってその存在は否定されるべきものと結論づけた。一方これまで知られてこなかった、島津斉彬が義弘御判手を手本としつつ固有の作品を生み出し、独自の判を押した斉彬御判手の存在が明らかになった。押された判は丸印と角印の二種があり、角印は篆字の「義」である。

本稿をとおして、薩摩焼草創期の重要作品とされてきた御判手の位置づけが

先行研究において前田は古帖佐焼御判手(義弘御判手)に義の印があるという説を紹介しているが、斉彬御判手の存在が知られていなかったがために混同されたものと推測される。

⑮・⑯も義弘御判手の《牡丹茶碗》を模倣した作品で、先に示した斉彬御判手とも異なる印がそれぞれにある。⑯は附属する情報がなく、⑮には箱書に「義弘公御判手御茶碗」とあるが、これらは十九世紀以降の作と推定している。斉彬御判手の一種である可能性を残すが、前田幾千代によれば、御判手

概ね明らかになったと考えている。これを足掛かりに薩摩焼草創期についての研究がさらに進展することを期待したい。

本稿の執筆にあたり、梶山博史、小平田史穂、島田紘一、十五代沈壽官、関明恵、田野雄三、肥後崇司の各氏にご協力・ご教示をいただきました。ご芳名をあげて御礼申し上げます。

註

- (1) 田澤金吾・小山富士夫『薩摩焼の研究』東洋陶磁研究所、一九四一
- (2) 『始良市内遺跡発掘調査報告書』始良市教育委員会、二〇一八ほか
- (3) 松村真希子『島津家文書』にみる薩摩焼『東洋陶磁』三五、東洋陶磁学会、二〇〇六／拙稿「島津義弘の茶陶製作」『黎明館調査研究報告』三三、黎明館、二〇二二ほか
- (4) 前掲註2及び『御里窯跡』(加治木町教育委員会、二〇〇三)において、宇都窯跡・御里窯跡検出の白色粘土分析の結果、藩内産である可能性が指摘されているが、更なる朝鮮カオリンとの比較データの集積が必要である。
- (5) 『薩摩焼総鑑』『陶器全集三』所収、一九七六、四三一〜四三三頁
- (6) 前掲註1、二七〜三〇頁
- (7) 『日本陶磁体系16 薩摩』平凡社、一九八九、一一三〜一二六頁
- (8) 『三暁庵主談話』より引用。『三暁庵主談話』は木村探元の談話を橋口善兵衛が書き留めたもの。内容は一部「白鷺洲」「浦之浪」と重複。鹿児島県立図書館本を底本とした。
- (9)・(10) 「先年朝鮮より被召渡留帳」ほか
- (11) 「加治木古老物語」(『始良市誌史料二』鹿児島県始良市、二〇一四)の「古帖佐焼物師之事(二九)」の条に、「子孫山本碗右衛門、日木山焼物場

之時分、高麗国ヨリ持渡候茶碗土二拾四俵、老岐五兵衛検者ニて堀込置候由ニ而、五兵衛死後ニ御尋失ひ、于今相不知候」とある。

(12) 岡田喜一『日本のやきもの16 薩摩』(講談社、一九七六)には十七世紀初、佐藤雅彦『日本陶磁全集19 薩摩』(中央公論社、一九七八)では十九世紀とある。ただし、本稿ではこれらの製作年代を否定している。

(13) 『鹿児島県史料 名越時敏史料八』鹿児島県、一九八九。底本は安政三年(一八五六)に名越時敏が筆写した東京大学史料編纂所本。木村探元の談話を子孫が書き留め三巻にまとめたもの。写本が数種あり、浦農奈美・浦迺波・浦之波・浦能浪などの表記がある。

(14) 島津久峰編、文政十一年(一八二八)。島津久峰が宝暦四年(一七五四)より足掛け七年にわたって探元の談話を聞き書き留めたもの。底本は大正六年、芸苑叢書刊

(15) 『鹿児島県史料集二三 本藩人物誌』鹿児島県立図書館、一九七三、一七三頁

(16) 一九〇(慶長十一年)卯月十四日 維新より陸奥守宛(義弘より忠恒宛)

『鹿児島県史料 旧記雑録後編四』鹿児島県、一九八三

(17) 前掲註3の拙稿「島津義弘の茶の湯と茶陶製作」、二二二頁

(18) 佐藤雅彦『日本陶磁全集19 薩摩』中央公論社、一九七八、五〇頁

(19) 『始良町内遺跡詳細分布調査報告書』(前掲註2)の「古帖佐焼宇都窯跡」

によれば、宇都窯跡では白色胎土の抹茶碗とした陶片が十点掲載されており(第29図 宇都窯跡包含層出土遺物①「碗・茶入」23〜32、四五頁)、うち四点は底部を伴うが、見込みに目跡のあるものは確認できない。一方、『御里窯跡』(前掲註4)には、白色胎土の茶碗片が八点掲載されており(第20図 出土遺物実測図(碗1)「71〜78、二七頁)、うち一点(71)に見込みに目跡が確認できる。御里窯で目跡を伴う抹茶碗が製造されていると考えられることから、宇都窯でも同様の製品が作られていた可能性は高いと思われるが、両窯跡における白色胎土の抹茶碗の出土例が非常に少

ないことから、今後の調査が待たれる。

(20) 本作の文様は「捻花文」とされてきたが、これは箱書にも「花形」としか表記がなく、文様を特定できなかったために付けられたものと思われる。幕末期に本作を模倣したと思われる茶碗の箱書には「牡丹文」とある(本稿三一(一)参照)。

(21) 『日本のやきもの16 薩摩』(講談社、一九七六)では『白釉蓮葉文茶碗』十七世紀初、『日本陶磁全集19 薩摩』(中央公論社、一九七八)では『白釉蓮葉文茶碗』十七世紀・『白釉牡丹文茶碗』十九世紀、『日本陶磁大系16 薩摩』(平凡社、一九八九)では『白釉蓮葉文茶碗』を十七世紀後半などとする。

(22) 『始良市誌史料二』始良市教育委員会、二〇一四)島津重豪の藩主時代、宝暦五年(一七五五)から天明七年(一七八七)に成立。

(23) 翻刻は、谷川健一編一九七〇『日本庶民生活史料集成』十巻 農山漁民生活、三一書房所収。(参考:拙稿「千鳥印のある白薩摩と商売焼についての一考察」『立野並苗代川焼物高麗人渡来在附由来記』を中心に)『からから』二七二五〜三二頁) 現役の藩役人である村田元阿弥が記した「立野焼物濫觴於御當國名物白焼物相出来御物竈被召建候星山ヶ事 但田原・有村焼物稽古商売焼御免の由来」と、苗代川の焼物主取であった朴平意が記した「立野焼物所小細工人形類作始の事」で構成されている。

(24) 前掲註1「金海芳仲並芳珍の同異」『薩摩焼の研究』、二三八〜二四六頁

(25) 「立野並苗代川焼物由来記」に次のようにある。
神之川ハ朝鮮之内何とやら申所に似寄候湊故、御飯屋を被召建御滞留被遊、金氏之保中被召寄焼物被仰付候処、朝鮮之焼物土(土は朱書き)をも持越候付、直ニ神之川江焼物窯打調致焼物候処、宜敷出来 御満悦被遊、神之川より飯野御城江被召列、夫より帖佐之御屋地江被召移、猶又焼物窯被相立、焼物被仰付候由、然処寛永之初比、御当國ニ而宜焼物可相出来哉之由

二而、諸所江案内被召渡被差廻候処、山川成川村之土(大か)岡江白土見出し、白砂之儀□加世田京之峯(牟礼)江見出し薬用に相成候、ならの木ハ栗野之内江見出白土砂取調ならの木灰焼調白焼物相調え候処、宜焼心之誠ニ大白相出来、唐物之名物熊川と申候焼物之同製ニ而、日本ニ而は無之候之名物相出来、中納言様御満悦不斜折々焼方被仰付、能相出来候作物、御判を押而被召置、此時之焼物を今ハ古帖佐焼又ハ御判手焼、他國ニ而ハ古薩摩与申候而別而賞玩仕候、他國にては古薩摩与申候而、別而賞玩仕候、保中事仲次と名替被仰付置候処、於帖佐死失仕葬候寺も後破壊いたし、今ハ其跡もなく基もなく成行、

(26) 筆者はこの茶碗を実見する機会を得、令和四年に黎明館企画特別展「茶の湯と薩摩」を企画した際、義弘御判手として出陳した経緯がある。

(27) この銘書には、朝鮮陶工に作らせた茶碗に義弘自ら火計と名付け、かつ自ら印を押したとある。管見では、火計についての最も古い記述は、『白鷺洲』の「いか様唐麗別條無之候、からものやなども唐麗と古帖佐は見分不申由承及候、夫故存の通ひはかりなとも見申候由被申候事、」(傍線は筆者)とある記述である。また、『浦之浪』や『白鷺洲』では義弘が判(印)を押させたとある。本銘書は義弘自身が火計と命名し、判を押したとする唯一の史料と言えるが、執筆者、成立年ともに不明であり、詳細な検討は今後の課題である。

(28) 黎明館企画特別展『茶の湯と薩摩』二〇二二、作品番号六九、五八頁

(29) 前掲註26、作品番号二二二一・二、九一頁

(30) 『鹿兒島(鶴丸)城本丸跡』鹿兒島県教育委員会、一九八三

(31) 『日本のやきもの16 薩摩』講談社、一九七六、作品番号22・23

(32) 『日本陶磁大系16 薩摩』平凡社、一九八九、図版番号25、所蔵館別品番号G-756

(ふかみなと きょうこ 本館学芸課主任学芸専門員)